

**諮問事項①**

くまもと清陵高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について  
（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第1号に基づく認可）

学 校 名	くまもと清陵高等学校	校 長 名	組脇 泰光
所 在 地	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字 小野5番300	設置認可日	平成29年3月24日
設置者名	学校法人熊ゼミ学園	理事長名	組脇 泰光
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	900人	変 更 時 期	令和8年（2025年）4月1日
変 更 理 由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信教育連携協力施設（熊本学習センター、宮城学習センター）を設置</li> <li>・東京学習センターの収容定員減</li> </ul> ⇒学則を変更する必要がある。		
変 更 内 容	変更前	変更後	
	別紙「学則新旧対照表」のとおり		
規 程 適 合 状 況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」および「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準適合状況」のとおり（満たしている）		

**【参考条文】**（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

(3) 私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校  
都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

(11) 高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第7条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

○高等学校通信教育規程第2条第1項

高等学校の通信制の課程で行う教育（以下「通信教育」という。）は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとする。

○高等学校通信教育規程第4条第2項

実施校の設置者は、…通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。

学則新旧対照表

変更前	変更後
<p>第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。 所在地 滋賀県大津市本丸町1-4 名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター 収容定員 50人</p>	<p>第5条 本校の面接指導等実施施設を以下のとおり設置するものとする。 所在地 滋賀県大津市本丸町1-4 名称 くまもと清陵高等学校滋賀学習センター 収容定員 50人</p>
<p>所在地 東京都千代田区神田三崎町2丁目21-11 名称 くまもと清陵高等学校東京学習センター 収容定員 600人</p>	<p>所在地 東京都千代田区神田三崎町2丁目21-11 名称 くまもと清陵高等学校東京学習センター <u>収容定員 250人</u></p>
<p>所在地 福岡県福岡市東区三苫4丁目8番35号 名称 くまもと清陵高等学校福岡学習センター 収容定員 50人</p>	<p>所在地 福岡県福岡市東区三苫4丁目8番35号 名称 くまもと清陵高等学校福岡学習センター 収容定員 50人</p>
	<p><u>所在地 宮城県仙台市若林区土樋1丁目11-2 3階</u> <u>名称 くまもと清陵高等学校宮城学習センター</u> <u>収容定員 100人</u></p>
	<p><u>所在地 熊本県熊本市中央区神水1丁目8-12</u> <u>名称 くまもと清陵高等学校熊本学習センター</u> <u>収容定員 250人</u></p>

<参考>

施設の類型	施設名	現在の定員	変更後の定員
本校	本校	200	200
分校	滋賀学習センター	50	50
	東京学習センター	600	250
	福岡学習センター	50	50
	宮城学習センター	-	100
	熊本学習センター	-	250
合計		900	900

くまもと清陵高校宮城学習センターの概要

所在地	宮城県仙台市若林区土樋1丁目11-2 3階
施設面積・教室数	専用面積：194.2㎡ 職員室：14.44㎡ 保健室：6.35㎡ 図書室・リフレッシュルーム：48.24㎡ 3教室（1教室49.64㎡ 2教室31.96㎡ 3教室43.52㎡）
定員	100人
施設所有形態	2029年3月31日まで賃貸借契約を締結。1年毎自動更新。

くまもと清陵高校熊本学習センターの概要

所在地	熊本県熊本市中央区神水1丁目8-12
施設面積・教室数	専用面積：252.5㎡ 職員室：42.00㎡ 保健室：18.00㎡ 図書室・リフレッシュルーム：45.24㎡ 3教室（1教室49.00㎡ 2教室49.00㎡ 3教室49.00㎡）
定員	250人
施設所有形態	2029年3月31日まで賃貸借契約を締結。1年毎自動更新。

「高等学校通信教育規程」適合状況

※本規程第4条第2項から第14条までの規定に適合するかを確認を行った。

※「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」により、面接指導等実施施設も実施校（本校）と同等のものを求める。

内容 (実施校(本校)の基準)		上段：宮城学習センター 下段：熊本学習センター	適否
第4条第2項	実施校の設置者は、前条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、実施校の通信制の課程に係る収容定員のうち、通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めるものとする。	通信教育連携協力施設ごとの定員を学則で定めている。	適
第4条の2	同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本とし、40人を超えてはならない。	面接指導（スクーリング）の生徒数は1クラスあたり最大20人。  面接指導（スクーリング）の生徒数は1クラスあたり最大30人。	適

<p style="text-align: center;">内容 (実施校(本校)の基準)</p>		<p>上段：宮城学習センター</p>	<p>適否</p>
		<p>下段：熊本学習センター</p>	
<p>第5条</p>	<p>実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、五又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあっては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を八十で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。</p>	<p>教諭 9人 講師 13人 (基準：900人/80≒12) ※教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることが可。  (宮城GC:教諭1人、講師9人) (熊本GC:教諭9人、講師5人)</p>	<p>適</p>
<p>第6条</p>	<p>実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。 (参考)(※小中学校において事務職員定数は、4学級以上の学校で1人、小学校27学級以上、中学校21学級以上で複数配置となっている。)</p>	<p>専任 2人配置</p>	<p>適</p>
<p>第7条</p>	<p>実施校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>	<p>必要な施設・設備は備えており、消防用設備等点検結果報告書を仙台市若林消防署長へ提出済みで適切である。  必要な施設・設備は備えており、消防用設備等点検結果報告書を熊本市中央消防署長へ提出済みで適切である。</p>	<p>適</p>
<p>第8条</p>	<p>通信制の課程のみを置く高等学校（以下「独立校」という。）の校舎の面積は、一、二〇〇平方メートル以上とする。ただし、次条第四項の規定により、他の学校等の施設を兼用する場合又は地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。</p>	<p>194. 2㎡で1, 200㎡は有していないが、宮城市内中心部であり実施校と比較して面積の確保が難しい。かつ、宮城学習センターにおいては、一度に登校する生徒を最大で60人としており、当該指導を適切に実施する上で必要な面積は確保している。よって、但し書きに該当すると判断する。  252. 5㎡で1, 200㎡は有していないが、熊本市内中心部であり実施校と比較して面積の確保が難しい。かつ、熊本学習センターにおいては、一度に登校する生徒を最大で90人としており、当該指導を適切に実施する上で必要な面積は確保している。よって、但し書きに該当すると判断する。</p>	<p>適</p>

<p style="text-align: center;">内容 (実施校(本校)の基準)</p>		<p>上段：宮城学習センター</p>	<p>適否</p>
		<p>下段：熊本学習センター</p>	
<p>第9条</p>	<p>実施校の校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えなければならない。 ①教室 ②図書室、保健室 ③職員室</p>	<p>各学習センターの平面図で確認済み。</p>	<p>適</p>
<p>第10条</p>	<p>実施校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。</p>	<p>机・いす等、必要な設備を備えている。</p>	<p>適</p>
<p>第10条の2第3項</p>	<p>実施校の設置者は、第三条第一項の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が前二項の基準に適合することについて、確認を行うものとする。</p>	<p>設置者は、同規程の第5条から第10条及び第10条の2第2項の基準に適合することについて確認を行っている。</p>	<p>適</p>
	<p>この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して当該確認を行わなければならない。</p>	<p>宮城学習センターについては、設置県である宮城県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準を参酌し、基準を満たしていることを確認している。</p>	<p>適</p>

<p style="text-align: center;">内容 (実施校(本校)の基準)</p>		<p>上段：宮城学習センター</p>	<p>適否</p>
		<p>下段：熊本学習センター</p>	
<p>第14条</p>	<p>実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。</p> <p>二 通信教育を行う区域に関すること。</p> <p>三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。</p> <p>四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。</p> <p>五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。</p> <p>六 通信教育実施計画に関すること。</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。</p> <p>八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。</p> <p>九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p> <p>2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>パンフレットや募集要項を作成するとともにホームページを作成することで、広く周知を図っている。</p>	<p>適</p>

(参考)

第10条の2 面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の事情を勘案し、前六条に定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならない。

「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準」適合状況

基準	申請の内容 上部：宮城学習センター 下部：熊本学習センター	審査結果	適合
〔2〕立地条件等			
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。	宮城県仙台市若林区土樋1丁目11-2 プラザスクランブルビル 3階  熊本県熊本市中央区神水1丁目8-12	周辺に教育にふさわしくない施設の立地なし	適
〔4〕規模			
2 通信教育連携協力施設を設置する場合においては、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲でなければならないこと。	熊本学習センター→250名（新規） 宮城学習センター→100名（新規） 福岡学習センターの定員→50名 滋賀学習センターの定員→50名 東京学習センターの定員→250名 実施校の収容定員⇒900名	通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内である。	適
3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。	収容定員：100名  収容定員：250名	収容定員は施設の設備等に対し、無理のない定員となっている。また、連携する学習塾に多くの生徒数が在籍し、その一定数が当該施設を利用することが見込まれるため、定員は適切と判断。	適
〔5〕通信教育を行う区域			
2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。	【支障あり】 宮城県：以下の点について確認が取れない。 ① 施設の長期的かつ安定的な運営の可否 ② 施設の規模	宮城県の意向について、以下のとおり説明し、理解いただいた。 ① 長期契約を結ぶことで長期的かつ安定的に利用ができ	適

	<p>③ ビルの一角であるため生徒の動線をどうするのか</p> <p>④ 特別教室がなく、理科の実験を行うことができるか</p> <p>⑤ 体育の実技はどこで行うのか</p> <p>「支障あり」と回答のあった宮城県に対しては、学校から再度説明を行った。</p>	<p>る</p> <p>② 規模については、一度に登校する生徒は最大で60人であり、備えている施設で実施が可能</p> <p>③ 職員が出入口付近に立ち、生徒の動線を確保する</p> <p>④ 教科書中心の授業内容であり、必要に応じて教科書内のQRコンテンツの動画を視聴する</p> <p>⑤ 最寄りの公共施設等で行う</p>	
<p>[6] 教職員組織</p>			
<p>1 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）をうって、当該課程に在籍する生徒の見込数を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。</p>	<p>教諭9人 講師13人 (基準: 900人/80≒12) ※教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることが可。</p> <p>(宮城GC:教諭1人、講師9人) (熊本GC:教諭9人、講師5人)</p>	<p>基準を満たしている。</p>	<p>適</p>
<p>2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。</p>	<p>各教科の免許を持つ教員の配置している。</p>	<p>教員配置計画および免許状の写しにより、基準を満たしていることを確認。</p>	<p>適</p>

<p>3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。</p> <p>(参考)(※小中学校において事務職員定数は、4学級以上の学校で1人、小学校27学級以上、中学校21学級以上で複数配置となっている。)</p>	<p>専任2人配置</p>	<p>相当数の事務職員数を配置している。</p>	<p>適</p>
<p>4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。</p>	<p>本校に生徒指導主事・進路指導主事を1名ずつ配置。オンラインで進路情報ガイダンスや個別相談に対応している。生徒指導は、スクーリングやレポート指導時のSHRにおいて、指導を行っている。緊急の場合は直接当該学習センターへ担当者が出向いて対応する。</p>	<p>基準を満たしている。</p>	<p>適</p>
<p>5 学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。</p>	<p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱状を提出。</p>	<p>学校医、学校歯科医、学校薬剤師を置いている。</p>	<p>適</p>
<p>[7] 施設及び設備</p>			
<p>1 実施校の施設及び設備は、設置者の自己所有である等、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものであること。</p>	<p>宮城学習センターの施設賃貸借契約書の写しを提出</p>	<p>自己所有ではないが、R11.3までの賃貸借契約が結ばれており、その後1年毎の自動更新とする契約が結ばれていることから長期的・安定的な使用が可能と判断。</p>	<p>適</p>

	熊本学習センターの施設賃貸借契約書の写しを提出	自己所有ではないが、熊本学習センターは学校法人熊ゼミ学園の母体となっている熊本ゼミナール株式会社が所有しているため、長期的・安定的使用が可能である。	適
[8]通信教育連携協力施設			
1 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。	新学則に明記。	学則において左に掲げる必要な事項を記載している。	適
2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。	面接指導等実施施設である宮城学習センター及び熊本学習センターは分校である。	基準を満たしている。	適
3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。	宮城県仙台市若林区土樋1丁目11-2 プラザスクランブルビル 3階  熊本県熊本市中央区神水1丁目8-12	周辺には、風俗営業などを行う施設など教育にふさわしくない施設は立地していない。当該地は、学校、文化施設、公園などが所在するエリアであり教育を行う上で支障ない。	適

<p>4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</p>	<p>国語・数学等10教科について面接指導を実施することとしているが、それぞれに教員が配置されている。面接指導等については、体育以外は教室で行う。実技を伴う体育については、熊本学習センターは本校体育館、宮城学習センターは近隣の公共施設等を借りて行う。</p>	<p>実施校と同等に実施することが可能。</p>	<p>適</p>
<p>6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。</p>	<p>宮城学習センターについては、設置県である宮城県知事が定める高等学校の通信制の課程の設置の認可に係る基準を参酌し、基準を満たしていることを確認している。</p>	<p>基準を満たしている。</p>	<p>適</p>
<p>7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</p>	<p>熊本学習センターは本校の体育館で実施する。 宮城学習センターは最寄りの公共施設を借りて実施する。</p>	<p>必要な施設・設備が確保されているといえる。</p>	<p>適</p>
<p>8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</p>	<p>宮城学習センターの施設賃貸借契約書の写しを提出。</p>	<p>自己所有ではないが、R11.3 までの賃貸借契約が結ばれており、その後1年毎の自動更新とする契約が結ばれていることから長期的・安定的な使用が可能と判断。</p>	<p>適</p>

	熊本学習センターの施設賃貸借契約書の写しを提出。	自己所有ではないが、熊本学習センターは学校法人熊ゼミ学園の母体となっている熊本ゼミナール株式会社が所有しているため、長期的・安定的使用が可能である。	適
9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。	名称：くまもと清陵高等学校 宮城学習センター  名称：くまもと清陵高等学校 熊本学習センター	通信教育連携協力施設である「宮城学習センター」及び「熊本学習センター」自体が高等学校であるとの誤解は招かない。その他不適切な名称には当たらない。	適
10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。	宮城学習センター及び熊本学習センターは、実施校の分校である	実施校の分校であるため、取り決め等不要（左のただし書適用）。	適
11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。	募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動は別としている。また、学校説明会等において、その点は確実に区別をして説明することを通信教育連携協力施設の職員にも徹底している。	基準を満たしている	適
[9] 通信教育の方法等			
1 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。	教育課程表のとおり	高等学校学習指導要領を満たしている。	適

2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。			
(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	各教科の教員の免許状の写しを提出	基準を満たしている。	適
(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。	教育課程表のとおり	学習指導要領を満たしている	適
(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも 40 人を超えない範囲内で設定すること。	宮城：面接指導（スクーリング）の生徒数は最大 20 人 熊本：面接指導（スクーリング）の生徒数は最大 30 人	基準を満たしている。	適
[10] その他			
1 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項に規定する消防計画、学校保健安全法第 5 条に規定する学校保健計画、同法第 27 条に規定する学校安全計画、同法第 29 条第 1 項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第 4 条の 3 に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。	作成済み。	基準を満たしている。	適

<p>2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第 14 条第 1 項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。</p>	<p>ホームページにより公表している。</p>	<p>基準を満たしている。</p>	<p>適</p>
--	-------------------------	-------------------	----------

勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項第3号及び同法施行令第23条第1項第11号に基づく認可事項）

学校名	勇志国際高等学校	校長名	今井 修
所在地	天草市御所浦町牧島1065番地3	設置認可日	平成22年（2010年） 3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理事長名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課程 修業年限	通信制課程（普通科） 3年以上
収容定員	2,000人	変更時期	令和8年（2024年）4月1日
変更理由	・教育区域に海外（40の国と地域）を追加 ⇒学則を変更する必要がある。		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	
規程適合状況	別紙「高等学校通信教育規程適合状況」および「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準適合状況」のとおり（満たしている）		

【参考条文】（関係部分のみ）

○学校教育法第4条第1項

次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校の通常の課程及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）についても、同様とする。

（3）私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

○学校教育法施行令第23条第1項

法第4条第1項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

（11）高等学校の広域の通信制の課程に係る学則の変更

○私立学校法第7条第1項

都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項の認可をし、又は同法第十三条第一項の規定により学校の閉鎖を命ずるときは、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かななければならない。

## 学則比較対照表

変更前	変更後
<p>第15条 通信教育は、<u>1道1都2府43県内</u>に住所を有する者に対して行う。ただし、特別の事情があり、校長がやむをえないと認める場合はこの限りではない。</p> <p>2 協力校は必要により設置するものとする。</p> <p>3 生徒指導及び生徒募集の拠点として学習センターを設置することができる。</p>	<p>第15条 通信教育は、<u>国内47都道府県及び海外40の国と地域（アメリカ、アフガニスタン、イギリス、イタリア、インド、インドネシア、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、カンボジア、シンガポール、スイス、スペイン、スリランカ、セルビア、タイ、台湾、中国、ドイツ、ドバイ、ニュージーランド、ネパール、パキスタン、パラオ、バングラデシュ、ブータン、フィリピン、ブラジル、フランス、ブルネイ、ベトナム、ベルギー、ポルトガル、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モンゴル、ロシア）</u>に住所を有する者に対して行う。ただし、特別の事情があり、校長がやむをえないと認める場合はこの限りではない。</p> <p>2 協力校は必要により設置するものとする。</p> <p>3 生徒指導及び生徒募集の拠点として学習センターを設置することができる。</p>

「高等学校通信教育規程」適合状況

※本規程第14条の規定に適合するか確認を行った。

	内容 (実施校(本校)の基準)	申請内容	適否
第14条	<p>実施校は、次に掲げる教育活動等の状況（第四号から第九号までに掲げる事項にあつては、通信教育連携協力施設ごとの当該教育活動等の状況を含む。）についての情報を公表するものとする。</p> <p>一 学科の組織並びに学科及び通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。</p> <p>二 通信教育を行う区域に関すること。</p> <p>三 通信教育連携協力施設ごとの名称及び位置に関すること。</p> <p>四 教員及び職員の数その他教職員組織に関すること。</p> <p>五 入学、退学、転学、休学及び卒業に関すること（入学者の数、在籍する生徒の数、退学若しくは転学又は卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況を含む。）。</p> <p>六 通信教育実施計画に関すること。</p> <p>七 校地、校舎等の施設及び設備その他の生徒の教育環境に関すること。</p> <p>八 授業料、入学料その他の費用徴収に関すること。</p> <p>九 生徒の学習活動、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。</p> <p>2 前項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。</p>	<p>パンフレットや募集要項を作成するとともにホームページを作成することで、広く周知を図っている。</p>	適

「熊本県私立高等学校の通信制課程に係る認可基準」適合状況

基準	申請の内容	審査結果	適合
[5]通信教育を行う区域			
1 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。	海外に居住する生徒は年に1回、天草本校でスクーリングを行う。個人学習や添削指導はオンラインで行う。	支障はないと判断。	適
[10]その他			
1 実施校は、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第 27 条に規定する学校安全計画、同法第 29 条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。	作成済み。	基準を満たしている	適
2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第 14 条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・	ホームページにより公表している。	基準を満たしている。	適

入学料等の費用その他の 情報について、生徒・保護 者に誤解を招くおそれの ないように適切に表示する こと。			
---	--	--	--